

マイナンバーカードの普及状況を地方交付税に 反映させないことを求める意見書

政府は、来年度以降の普通交付税の算定に、各自治体のマイナンバーカード交付率を反映させる方針を示しています。地方交付税は、全ての自治体が一定の行政サービスを行う財源を保障するために、国が自治体の代わりに徴収し、財源の不均衡を調整する地方固有・共有の財源であり、地方交付税を利用して自治体に圧力をかけ、強引に政策誘導する手法は、地方自治の理念、交付税の精神に反すると言わざるを得ません。

マイナンバーカードの取得は、あくまでも国民の申請に基づく任意であり、カードの普及率向上に向けた取組の責任が、あたかも自治体にあるかのような姿勢は問題です。政府目標を達成するため、地方交付税や各種交付金を利用して自治体に圧力をかけ、強引に政策誘導する手法は、地方自治の理念に背くものであり、厳に行わないよう、国に対し、強く求めます。

記

1 マイナンバーカードの普及状況を地方交付税の算定に反映させないことを求めます。

以上

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年3月2日
東村山市議会議長 土方 桂

衆議院・参議院議長
内閣総理大臣
内閣府特命担当大臣総務大臣